

電原運第141号
平成25年12月20日

原子力規制庁
原子力防災課長
金子 修一 様

中國電力株式会社
電源事業本部部長（原子力管理）
林 司

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画における読み替えについて

平素より当社事業運営に関しまして、格別のご指導とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、平成25年12月2日付けで修正した島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について、原子力災害等発生時の連絡、通報に係る基準の詳細は当社の社内文書に定めることを記載しましたので、次回の修正まで添付資料のとおり読み替えにより運用させていただきたく、よろしく取り計らいお願ひいたします。

今後ともご指導賜りますようよろしくお願ひいたします。

添付資料
島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え表

以上

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え表

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について下記のとおり読み替えを行う。

※読み替え箇所は下線にて明示しています。

現 行		読み 替 え 後	理 由
別表1 指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準（1／2）		別表1 指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準（1／2）	
略 称	連絡すべき基準	略 称	連絡すべき基準
(1) 原子炉停止機能の異常	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL①)	(1) 原子炉停止機能の異常	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL①)
(2) 原子炉冷却機能の異常 (冷却材の漏えい)	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL②)	(2) 原子炉冷却機能の異常 (冷却材の漏えい)	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL②)
(3) 原子炉冷却機能の異常 (給水機能の喪失)	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL③)	(3) 原子炉冷却機能の異常 (給水機能の喪失)	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL③)
(4) 原子炉冷却機能の異常 (残留熱除去機能喪失)	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL④)	(4) 原子炉冷却機能の異常 (残留熱除去機能喪失)	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL④)
(5) 電源供給機能の異常(その1：交流電源喪失)	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL⑤)	(5) 電源供給機能の異常(その1：交流電源喪失)	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL⑤)
(6) 停止中の原子炉に関する異常	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL⑥)	(6) 停止中の原子炉に関する異常	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL⑥)
(7) 燃料プールに関する異常	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL⑦)	(7) 燃料プールに関する異常	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL⑦)
(8) 原子炉制御室等に関する異常	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL⑧)	(8) 原子炉制御室等に関する異常	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL⑧)
(9) 事業所内通信設備又は外部への通信設備	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL⑨)	(9) 事業所内通信設備又は外部への通信設備	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL⑨)
(10) 火災又は溢水の発生	重要区域において、火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL⑩) 【別表4 「安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧」参照】	(10) 火災又は溢水の発生	重要区域において、火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL⑩) 【別表4 「安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧」参照】
(11) 障壁の喪失	燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL⑪)	(11) 障壁の喪失	燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 (指針表2 警戒事態を判断するE AL⑪)

現 行	読み替え後	理 由								
<p>別表1 指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準（2／2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略 称</th><th>連絡すべき基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(12) 外的な事象による原子力施設 への影響</td><td> 島根県又は鳥取県で震度6弱以上の地震を観測した場合。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑫相当) 島根県又は鳥取県沿岸に大津波警報が発令された場合。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑬相当) 当該原子炉施設において新規制規準で定める設計基準を超える外部事象 が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑯) </td></tr> </tbody> </table> <p>注：「指針」とは、「原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正）」をいう。</p> <p><u>注1</u>：「指針」とは、「原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正）」をいう。</p> <p><u>注2</u>：連絡基準の詳細については社内文書に定める。 ただし、詳細の設定は「指針」の「原子炉の停止中」に適用されるものであり、「原子炉の運転中」 に適用されるものについては、次回原子炉起動までに定める。</p> <p><u>注3</u>：当該社内文書で定めた基準の詳細を設定または変更する場合は、内閣府、原子力規制庁、島根県、松 江市及び鳥取県に連絡する。</p>	略 称	連絡すべき基準	(12) 外的な事象による原子力施設 への影響	島根県又は鳥取県で震度6弱以上の地震を観測した場合。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑫相当) 島根県又は鳥取県沿岸に大津波警報が発令された場合。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑬相当) 当該原子炉施設において新規制規準で定める設計基準を超える外部事象 が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑯)	<p>別表1 指針の警戒事態を判断する規定に基づく連絡基準（2／2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略 称</th><th>連絡すべき基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(12) 外的な事象による原子力施設 への影響</td><td> 島根県又は鳥取県で震度6弱以上の地震を観測した場合。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑫相当) 島根県又は鳥取県沿岸に大津波警報が発令された場合。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑬相当) 当該原子炉施設において新規制規準で定める設計基準を超える外部事象 が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑯) </td></tr> </tbody> </table>	略 称	連絡すべき基準	(12) 外的な事象による原子力施設 への影響	島根県又は鳥取県で震度6弱以上の地震を観測した場合。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑫相当) 島根県又は鳥取県沿岸に大津波警報が発令された場合。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑬相当) 当該原子炉施設において新規制規準で定める設計基準を超える外部事象 が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑯)	<p>本計画と連絡基準の詳細を規定した社内文書との紐付けおよび社内文書の当該箇所を変更する場合の運用を追記</p>
略 称	連絡すべき基準									
(12) 外的な事象による原子力施設 への影響	島根県又は鳥取県で震度6弱以上の地震を観測した場合。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑫相当) 島根県又は鳥取県沿岸に大津波警報が発令された場合。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑬相当) 当該原子炉施設において新規制規準で定める設計基準を超える外部事象 が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑯)									
略 称	連絡すべき基準									
(12) 外的な事象による原子力施設 への影響	島根県又は鳥取県で震度6弱以上の地震を観測した場合。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑫相当) 島根県又は鳥取県沿岸に大津波警報が発令された場合。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑬相当) 当該原子炉施設において新規制規準で定める設計基準を超える外部事象 が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 (指針表2 警戒事態を判断するE A L⑯)									

現 行		読み替え後	理 由
別表2 原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準（1／3）		別表2 原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準（1／3）	本頁は読み替えなし
略 称	通報すべき基準	略 称	通報すべき基準
(1) 敷地境界放射線量上昇	<p>(1)モニタリングポストの1つにおいて、$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出や全排気筒モニタ、原子炉または燃料プール周りのエリアモニタに異常が認められない場合は除く）。</p> <p>(2)すべてのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が$1 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上となった場合。 (政令第4条第4項第1号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL⑩)</p>	(1) 敷地境界放射線量上昇	<p>(1)モニタリングポストの1つにおいて、$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出や全排気筒モニタ、原子炉または燃料プール周りのエリアモニタに異常が認められない場合は除く）。</p> <p>(2)すべてのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が$1 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上となった場合。 (政令第4条第4項第1号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL⑩)</p>
(2) 放射性物質通常経路放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。 (政令第4条第4項第2号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL⑩)	(2) 放射性物質通常経路放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。 (政令第4条第4項第2号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL⑩)
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	<p>管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$50 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準以上の放射性物質）が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 (政令第4条第4項第3号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL⑩)</p>	(3) 火災爆発等による放射性物質放出	<p>管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$50 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準以上の放射性物質）が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 (政令第4条第4項第3号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL⑩)</p>
(4) 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 (規則第7条第1号イ(1)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL①)	(4) 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 (規則第7条第1号イ(1)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL①)
(5) 原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。 (規則第7条第1号イ(2)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL②)	(5) 原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。 (規則第7条第1号イ(2)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL②)
(6) 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(3)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL③)	(6) 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(3)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL③)
(7) ※1 電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第一項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。 (規則第7条第1号イ(4), ハ(1)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL④)	(7) ※1 電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第一項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。 (規則第7条第1号イ(4), ハ(1)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL④)

現 行	読み替え後	理 由																																								
<p>別表2 原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準（2／3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略 称</th><th>通報すべき基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(8) ※1 電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）</td><td>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 (規則第7条第1号イ(5), ハ(2)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑤)</td></tr> <tr> <td>(9) 停止中の原子炉に関する異常</td><td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。 (規則第7条第1号イ(6)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑥)</td></tr> <tr> <td>(10) ※1 燃料プールに関する異常</td><td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。 (規則第7条第1号イ(7), ハ(3)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑦)</td></tr> <tr> <td>(11) ※1 原子炉制御室等に関する異常</td><td>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(8), ハ(4)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑧)</td></tr> <tr> <td>(12) ※1 事業所内通信設備又は外部への通信設備</td><td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(9), ハ(5)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑨)</td></tr> <tr> <td>(13) ※1 火災又は溢水の発生</td><td>火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(10), ハ(6)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑩) 【別表4「安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧」参照】</td></tr> <tr> <td>(14) 原子炉格納容器機能の異常</td><td>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中に想定される上昇率を超えること。 (規則第7条第1号イ(11)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑪)</td></tr> <tr> <td>(15) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</td><td>原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 (規則第7条第1号イ(12)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑫)</td></tr> <tr> <td>(16) 障壁の喪失</td><td>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(13)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑬)</td></tr> </tbody> </table>	略 称	通報すべき基準	(8) ※1 電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 (規則第7条第1号イ(5), ハ(2)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑤)	(9) 停止中の原子炉に関する異常	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。 (規則第7条第1号イ(6)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑥)	(10) ※1 燃料プールに関する異常	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。 (規則第7条第1号イ(7), ハ(3)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑦)	(11) ※1 原子炉制御室等に関する異常	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(8), ハ(4)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑧)	(12) ※1 事業所内通信設備又は外部への通信設備	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(9), ハ(5)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑨)	(13) ※1 火災又は溢水の発生	火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(10), ハ(6)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑩) 【別表4「安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧」参照】	(14) 原子炉格納容器機能の異常	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中に想定される上昇率を超えること。 (規則第7条第1号イ(11)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑪)	(15) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 (規則第7条第1号イ(12)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑫)	(16) 障壁の喪失	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(13)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑬)	<p>別表2 原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準（2／3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略 称</th><th>通報すべき基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(8) ※1 電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）</td><td>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 (規則第7条第1号イ(5), ハ(2)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑤)</td></tr> <tr> <td>(9) 停止中の原子炉に関する異常</td><td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。 (規則第7条第1号イ(6)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑥)</td></tr> <tr> <td>(10) ※1 燃料プールに関する異常</td><td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。 (規則第7条第1号イ(7), ハ(3)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑦)</td></tr> <tr> <td>(11) ※1 原子炉制御室等に関する異常</td><td>原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(8), ハ(4)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑧)</td></tr> <tr> <td>(12) ※1 事業所内通信設備又は外部への通信設備</td><td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(9), ハ(5)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑨)</td></tr> <tr> <td>(13) ※1 火災又は溢水の発生</td><td>火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(10), ハ(6)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑩) 【別表4「安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧」参照】</td></tr> <tr> <td>(14) 原子炉格納容器機能の異常</td><td>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中に想定される上昇率を超えること。 (規則第7条第1号イ(11)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑪)</td></tr> <tr> <td>(15) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</td><td>原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 (規則第7条第1号イ(12)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑫)</td></tr> <tr> <td>(16) 障壁の喪失</td><td>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(13)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑬)</td></tr> </tbody> </table>	略 称	通報すべき基準	(8) ※1 電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 (規則第7条第1号イ(5), ハ(2)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑤)	(9) 停止中の原子炉に関する異常	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。 (規則第7条第1号イ(6)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑥)	(10) ※1 燃料プールに関する異常	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。 (規則第7条第1号イ(7), ハ(3)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑦)	(11) ※1 原子炉制御室等に関する異常	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(8), ハ(4)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑧)	(12) ※1 事業所内通信設備又は外部への通信設備	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(9), ハ(5)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑨)	(13) ※1 火災又は溢水の発生	火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(10), ハ(6)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑩) 【別表4「安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧」参照】	(14) 原子炉格納容器機能の異常	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中に想定される上昇率を超えること。 (規則第7条第1号イ(11)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑪)	(15) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 (規則第7条第1号イ(12)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑫)	(16) 障壁の喪失	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(13)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑬)	本頁は読み替えなし
略 称	通報すべき基準																																									
(8) ※1 電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 (規則第7条第1号イ(5), ハ(2)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑤)																																									
(9) 停止中の原子炉に関する異常	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。 (規則第7条第1号イ(6)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑥)																																									
(10) ※1 燃料プールに関する異常	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。 (規則第7条第1号イ(7), ハ(3)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑦)																																									
(11) ※1 原子炉制御室等に関する異常	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(8), ハ(4)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑧)																																									
(12) ※1 事業所内通信設備又は外部への通信設備	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(9), ハ(5)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑨)																																									
(13) ※1 火災又は溢水の発生	火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(10), ハ(6)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑩) 【別表4「安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧」参照】																																									
(14) 原子炉格納容器機能の異常	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中に想定される上昇率を超えること。 (規則第7条第1号イ(11)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑪)																																									
(15) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 (規則第7条第1号イ(12)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑫)																																									
(16) 障壁の喪失	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(13)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑬)																																									
略 称	通報すべき基準																																									
(8) ※1 電源供給機能の異常（その2：直流電源喪失）	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 (規則第7条第1号イ(5), ハ(2)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑤)																																									
(9) 停止中の原子炉に関する異常	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。 (規則第7条第1号イ(6)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑥)																																									
(10) ※1 燃料プールに関する異常	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できること又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できること。 (規則第7条第1号イ(7), ハ(3)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑦)																																									
(11) ※1 原子炉制御室等に関する異常	原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(8), ハ(4)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑧)																																									
(12) ※1 事業所内通信設備又は外部への通信設備	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(9), ハ(5)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑨)																																									
(13) ※1 火災又は溢水の発生	火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(10), ハ(6)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑩) 【別表4「安全機器等を設置する区域の位置及びこれら機器等の一覧」参照】																																									
(14) 原子炉格納容器機能の異常	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中に想定される上昇率を超えること。 (規則第7条第1号イ(11)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑪)																																									
(15) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 (規則第7条第1号イ(12)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑫)																																									
(16) 障壁の喪失	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 (規則第7条第1号イ(13)及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するEAL⑬)																																									

現 行	読み替え後	理 由																
<p>別表2 原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準（3／3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略 称</th><th>通報すべき基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(17) 原子炉外臨界</td><td>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。 (規則第7条第2号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL⑪)</td></tr> <tr> <td>(18) ※1 外的な事象による原子力施設への影響</td><td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 (規則第7条第1号イ（14）、ヘ（7）及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL⑫)</td></tr> <tr> <td>(19) ※2 事業所外運搬放射線量異常</td><td>(1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合、又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。 (政令第4条第4項第4号及び第5号)</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する場合は、上表のうち(7)、(8)、(10)～(13)、(18)の各号を適用する（規則第7条第1号ヘの各号による）。</p> <p>※2 事業所外運搬放射線量異常の事象に限っては、E ALは適用されない。</p> <p>注：「指針」とは、「原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正）」をいう。 「政令」とは、「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。 「規則」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」をいう。</p>	略 称	通報すべき基準	(17) 原子炉外臨界	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。 (規則第7条第2号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL⑪)	(18) ※1 外的な事象による原子力施設への影響	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 (規則第7条第1号イ（14）、ヘ（7）及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL⑫)	(19) ※2 事業所外運搬放射線量異常	(1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合、又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。 (政令第4条第4項第4号及び第5号)	<p>別表2 原災法第10条第1項の規定及び指針の施設敷地緊急事態を判断する規定に基づく通報基準（3／3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略 称</th><th>通報すべき基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(17) 原子炉外臨界</td><td>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。 (規則第7条第2号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL⑪)</td></tr> <tr> <td>(18) ※1 外的な事象による原子力施設への影響</td><td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 (規則第7条第1号イ（14）、ヘ（7）及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL⑫)</td></tr> <tr> <td>(19) ※2 事業所外運搬放射線量異常</td><td>(1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合、又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。 (政令第4条第4項第4号及び第5号)</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する場合は、上表のうち(7)、(8)、(10)～(13)、(18)の各号を適用する（規則第7条第1号ヘの各号による）。</p> <p>※2 事業所外運搬放射線量異常の事象に限っては、E ALは適用されない。</p> <p>注1：「指針」とは、「原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正）」をいう。 「政令」とは、「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。 「規則」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」をいう。</p> <p>注2：通報基準の詳細については社内文書に定める。 ただし、詳細の設定は「指針」の「原子炉の停止中」に適用されるものであり、「原子炉の運転中に適用されるものについては、次回原子炉起動までに定める。」</p> <p>注3：当該社内文書で定めた基準の詳細を設定または変更する場合は、内閣府、原子力規制庁、島根県、松江市及び島根県に連絡する。</p>	略 称	通報すべき基準	(17) 原子炉外臨界	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。 (規則第7条第2号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL⑪)	(18) ※1 外的な事象による原子力施設への影響	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 (規則第7条第1号イ（14）、ヘ（7）及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL⑫)	(19) ※2 事業所外運搬放射線量異常	(1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合、又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。 (政令第4条第4項第4号及び第5号)	本計画と通報基準の詳細を規定した社内文書との紐付けおよび社内文書の当該箇所を変更する場合の運用を追記
略 称	通報すべき基準																	
(17) 原子炉外臨界	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。 (規則第7条第2号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL⑪)																	
(18) ※1 外的な事象による原子力施設への影響	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 (規則第7条第1号イ（14）、ヘ（7）及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL⑫)																	
(19) ※2 事業所外運搬放射線量異常	(1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合、又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。 (政令第4条第4項第4号及び第5号)																	
略 称	通報すべき基準																	
(17) 原子炉外臨界	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。 (規則第7条第2号及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL⑪)																	
(18) ※1 外的な事象による原子力施設への影響	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 (規則第7条第1号イ（14）、ヘ（7）及び指針表2 施設敷地緊急事態を判断するE AL⑫)																	
(19) ※2 事業所外運搬放射線量異常	(1) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合、又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。 (政令第4条第4項第4号及び第5号)																	

現 行	読み替え後	理 由																																								
<p>別表3 原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準（1／2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略 称</th><th>原子力緊急事態宣言発令の基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 敷地境界放射線量上昇</td><td>モニタリングポストの1つにおいて、$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出は除く）。 (政令第6条第3項第1号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑬)</td></tr> <tr> <td>(2) 放射性物質通常経路放出</td><td>発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。 (政令第6条第4項第1号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑬)</td></tr> <tr> <td>(3) 火災爆発等による放射性物質放出</td><td>管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$5 \text{mSv}/\text{h}$以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は$500 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質）が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 (政令第6条第3項第2号及び第4項第2号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑬)</td></tr> <tr> <td>(4) 原子炉停止機能の異常</td><td>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 (規則第14条イ(1) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL①)</td></tr> <tr> <td>(5) 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）</td><td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 (規則第14条イ(2) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL②)</td></tr> <tr> <td>(6) 原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）</td><td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 (規則第14条イ(3) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL③)</td></tr> <tr> <td>(7) 原子炉格納容器機能の異常</td><td>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 (規則第14条イ(4) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL④)</td></tr> <tr> <td>(8) 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）</td><td>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 (規則第14条イ(5) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑤)</td></tr> <tr> <td>(9) ※1 電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）</td><td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第5・7条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第7・2条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 (規則第14条イ(6), ハ(1) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑥)</td></tr> </tbody> </table>	略 称	原子力緊急事態宣言発令の基準	(1) 敷地境界放射線量上昇	モニタリングポストの1つにおいて、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出は除く）。 (政令第6条第3項第1号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑬)	(2) 放射性物質通常経路放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。 (政令第6条第4項第1号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑬)	(3) 火災爆発等による放射性物質放出	管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 $5 \text{mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質）が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 (政令第6条第3項第2号及び第4項第2号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑬)	(4) 原子炉停止機能の異常	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 (規則第14条イ(1) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL①)	(5) 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 (規則第14条イ(2) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL②)	(6) 原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 (規則第14条イ(3) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL③)	(7) 原子炉格納容器機能の異常	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 (規則第14条イ(4) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL④)	(8) 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 (規則第14条イ(5) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑤)	(9) ※1 電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第5・7条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第7・2条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 (規則第14条イ(6), ハ(1) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑥)	<p>別表3 原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準（1／2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略 称</th><th>原子力緊急事態宣言発令の基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 敷地境界放射線量上昇</td><td>モニタリングポストの1つにおいて、$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出は除く）。 (政令第6条第3項第1号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑬)</td></tr> <tr> <td>(2) 放射性物質通常経路放出</td><td>発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に$5 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。 (政令第6条第4項第1号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑬)</td></tr> <tr> <td>(3) 火災爆発等による放射性物質放出</td><td>管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$5 \text{mSv}/\text{h}$以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は$500 \mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質）が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 (政令第6条第3項第2号及び第4項第2号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑬)</td></tr> <tr> <td>(4) 原子炉停止機能の異常</td><td>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 (規則第14条イ(1) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL①)</td></tr> <tr> <td>(5) 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）</td><td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 (規則第14条イ(2) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL②)</td></tr> <tr> <td>(6) 原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）</td><td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 (規則第14条イ(3) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL③)</td></tr> <tr> <td>(7) 原子炉格納容器機能の異常</td><td>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 (規則第14条イ(4) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL④)</td></tr> <tr> <td>(8) 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）</td><td>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 (規則第14条イ(5) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑤)</td></tr> <tr> <td>(9) ※1 電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）</td><td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第5・7条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第7・2条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 (規則第14条イ(6), ハ(1) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑥)</td></tr> </tbody> </table>	略 称	原子力緊急事態宣言発令の基準	(1) 敷地境界放射線量上昇	モニタリングポストの1つにおいて、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出は除く）。 (政令第6条第3項第1号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑬)	(2) 放射性物質通常経路放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。 (政令第6条第4項第1号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑬)	(3) 火災爆発等による放射性物質放出	管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 $5 \text{mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質）が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 (政令第6条第3項第2号及び第4項第2号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑬)	(4) 原子炉停止機能の異常	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 (規則第14条イ(1) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL①)	(5) 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 (規則第14条イ(2) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL②)	(6) 原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 (規則第14条イ(3) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL③)	(7) 原子炉格納容器機能の異常	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 (規則第14条イ(4) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL④)	(8) 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 (規則第14条イ(5) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑤)	(9) ※1 電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第5・7条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第7・2条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 (規則第14条イ(6), ハ(1) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑥)	本頁は読み替えなし
略 称	原子力緊急事態宣言発令の基準																																									
(1) 敷地境界放射線量上昇	モニタリングポストの1つにおいて、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出は除く）。 (政令第6条第3項第1号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑬)																																									
(2) 放射性物質通常経路放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。 (政令第6条第4項第1号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑬)																																									
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 $5 \text{mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質）が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 (政令第6条第3項第2号及び第4項第2号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑬)																																									
(4) 原子炉停止機能の異常	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 (規則第14条イ(1) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL①)																																									
(5) 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 (規則第14条イ(2) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL②)																																									
(6) 原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 (規則第14条イ(3) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL③)																																									
(7) 原子炉格納容器機能の異常	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 (規則第14条イ(4) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL④)																																									
(8) 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 (規則第14条イ(5) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑤)																																									
(9) ※1 電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第5・7条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第7・2条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 (規則第14条イ(6), ハ(1) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑥)																																									
略 称	原子力緊急事態宣言発令の基準																																									
(1) 敷地境界放射線量上昇	モニタリングポストの1つにおいて、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、 $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出は除く）。 (政令第6条第3項第1号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑬)																																									
(2) 放射性物質通常経路放出	発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。 (政令第6条第4項第1号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑬)																																									
(3) 火災爆発等による放射性物質放出	管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、 $5 \text{mSv}/\text{h}$ 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質）が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 (政令第6条第3項第2号及び第4項第2号及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑬)																																									
(4) 原子炉停止機能の異常	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 (規則第14条イ(1) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL①)																																									
(5) 原子炉冷却機能の異常（冷却材の漏えい）	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 (規則第14条イ(2) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL②)																																									
(6) 原子炉冷却機能の異常（注水機能の喪失）	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 (規則第14条イ(3) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL③)																																									
(7) 原子炉格納容器機能の異常	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 (規則第14条イ(4) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL④)																																									
(8) 原子炉冷却機能の異常（残留熱除去機能喪失）	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 (規則第14条イ(5) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑤)																																									
(9) ※1 電源供給機能の異常（その1：交流電源喪失）	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第5・7条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第7・2条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 (規則第14条イ(6), ハ(1) 及び指針表2 全面緊急事態を判断するE AL⑥)																																									

現 行	読み替え後	理 由																																								
<p>別表3 原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準（2／2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略 称</th><th>原子力緊急事態宣言発令の基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(10) ※1 電源供給機能の異常(その2：直流電源喪失)</td><td>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 (規則第14条イ(7), ハ(2)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑦)</td></tr> <tr> <td>(11) 原子炉冷却機能の異常(炉心損傷の検出)</td><td>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 (規則第14条イ(8)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑧)</td></tr> <tr> <td>(12) 停止中の原子炉に関する異常</td><td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。 (規則第14条イ(9)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑨)</td></tr> <tr> <td>(13) ※1 燃料プールに関する異常</td><td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 (規則第14条イ(10), ハ(3)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑩)</td></tr> <tr> <td>(14) ※1 原子炉制御室等に関する異常</td><td>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 (規則第14条イ(11), ハ(4)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑪)</td></tr> <tr> <td>(15) 障壁の喪失</td><td>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 (規則第14条イ(12)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑫)</td></tr> <tr> <td>(16) 原子炉外臨界</td><td>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にある場合。 (政令第6条第4項第3号及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑬)</td></tr> <tr> <td>(17) ※1 外的な事象による原子力施設への影響</td><td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 (規則第14条イ(13), ハ(5)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑭)</td></tr> <tr> <td>(18) ※2 事業所外運搬放射線量上昇</td><td>(1)火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、1.0mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2)火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。 (政令第6条第3項第3号及び第4項第4号)</td></tr> </tbody> </table>	略 称	原子力緊急事態宣言発令の基準	(10) ※1 電源供給機能の異常(その2：直流電源喪失)	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 (規則第14条イ(7), ハ(2)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑦)	(11) 原子炉冷却機能の異常(炉心損傷の検出)	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 (規則第14条イ(8)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑧)	(12) 停止中の原子炉に関する異常	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。 (規則第14条イ(9)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑨)	(13) ※1 燃料プールに関する異常	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 (規則第14条イ(10), ハ(3)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑩)	(14) ※1 原子炉制御室等に関する異常	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 (規則第14条イ(11), ハ(4)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑪)	(15) 障壁の喪失	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 (規則第14条イ(12)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑫)	(16) 原子炉外臨界	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にある場合。 (政令第6条第4項第3号及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑬)	(17) ※1 外的な事象による原子力施設への影響	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 (規則第14条イ(13), ハ(5)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑭)	(18) ※2 事業所外運搬放射線量上昇	(1)火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、1.0mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2)火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。 (政令第6条第3項第3号及び第4項第4号)	<p>別表3 原災法第15条第1項の規定に基づく原子力緊急事態宣言発令の基準及び指針の全面緊急事態を判断する規定に基づく通報基準（2／2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略 称</th><th>原子力緊急事態宣言発令の基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(10) ※1 電源供給機能の異常(その2：直流電源喪失)</td><td>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 (規則第14条イ(7), ハ(2)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑦)</td></tr> <tr> <td>(11) 原子炉冷却機能の異常(炉心損傷の検出)</td><td>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 (規則第14条イ(8)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑧)</td></tr> <tr> <td>(12) 停止中の原子炉に関する異常</td><td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。 (規則第14条イ(9)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑨)</td></tr> <tr> <td>(13) ※1 燃料プールに関する異常</td><td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 (規則第14条イ(10), ハ(3)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑩)</td></tr> <tr> <td>(14) ※1 原子炉制御室等に関する異常</td><td>原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 (規則第14条イ(11), ハ(4)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑪)</td></tr> <tr> <td>(15) 障壁の喪失</td><td>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 (規則第14条イ(12)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑫)</td></tr> <tr> <td>(16) 原子炉外臨界</td><td>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にある場合。 (政令第6条第4項第3号及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑬)</td></tr> <tr> <td>(17) ※1 外的な事象による原子力施設への影響</td><td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 (規則第14条イ(13), ハ(5)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑭)</td></tr> <tr> <td>(18) ※2 事業所外運搬放射線量上昇</td><td>(1)火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、1.0mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2)火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。 (政令第6条第3項第3号及び第4項第4号)</td></tr> </tbody> </table>	略 称	原子力緊急事態宣言発令の基準	(10) ※1 電源供給機能の異常(その2：直流電源喪失)	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 (規則第14条イ(7), ハ(2)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑦)	(11) 原子炉冷却機能の異常(炉心損傷の検出)	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 (規則第14条イ(8)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑧)	(12) 停止中の原子炉に関する異常	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。 (規則第14条イ(9)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑨)	(13) ※1 燃料プールに関する異常	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 (規則第14条イ(10), ハ(3)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑩)	(14) ※1 原子炉制御室等に関する異常	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 (規則第14条イ(11), ハ(4)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑪)	(15) 障壁の喪失	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 (規則第14条イ(12)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑫)	(16) 原子炉外臨界	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にある場合。 (政令第6条第4項第3号及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑬)	(17) ※1 外的な事象による原子力施設への影響	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 (規則第14条イ(13), ハ(5)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑭)	(18) ※2 事業所外運搬放射線量上昇	(1)火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、1.0mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2)火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。 (政令第6条第3項第3号及び第4項第4号)	<p>※1 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する場合は、上表のうち(9),(10),(13),(14),(17)の各号を適用する(規則第7条第1号への各号による)。</p> <p>※2 事業所外運搬放射線量異常事象に限っては、EALは適用されない。</p> <p>注:「指針」とは、「原子力災害対策指針(平成25年9月5日全部改正)」をいう。</p> <p>「政令」とは、「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。</p> <p>「規則」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」をいう。</p> <p>※1 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する場合は、上表のうち(9),(10),(13),(14),(17)の各号を適用する(規則第7条第1号への各号による)。</p> <p>※2 事業所外運搬放射線量異常事象に限っては、EALは適用されない。</p> <p>注1:「指針」とは、「原子力災害対策指針(平成25年9月5日全部改正)」をいう。</p> <p>「政令」とは、「原子力災害対策特別措置法施行令」をいう。</p> <p>「規則」とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」をいう。</p> <p>注2:通報基準の詳細については社内文書に定める。</p> <p>ただし、詳細の設定は「指針」の「原子炉の停止中」に適用されるものであり、「原子炉の運転中」に適用されるものについては、次回原子炉起動までに定める。</p> <p>注3:当該社内文書で定めた基準の詳細を設定または変更する場合は、内閣府、原子力規制庁、島根県、松江市及び鳥取県に連絡する。</p>
略 称	原子力緊急事態宣言発令の基準																																									
(10) ※1 電源供給機能の異常(その2：直流電源喪失)	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 (規則第14条イ(7), ハ(2)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑦)																																									
(11) 原子炉冷却機能の異常(炉心損傷の検出)	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 (規則第14条イ(8)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑧)																																									
(12) 停止中の原子炉に関する異常	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。 (規則第14条イ(9)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑨)																																									
(13) ※1 燃料プールに関する異常	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 (規則第14条イ(10), ハ(3)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑩)																																									
(14) ※1 原子炉制御室等に関する異常	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 (規則第14条イ(11), ハ(4)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑪)																																									
(15) 障壁の喪失	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 (規則第14条イ(12)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑫)																																									
(16) 原子炉外臨界	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にある場合。 (政令第6条第4項第3号及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑬)																																									
(17) ※1 外的な事象による原子力施設への影響	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 (規則第14条イ(13), ハ(5)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑭)																																									
(18) ※2 事業所外運搬放射線量上昇	(1)火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、1.0mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2)火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。 (政令第6条第3項第3号及び第4項第4号)																																									
略 称	原子力緊急事態宣言発令の基準																																									
(10) ※1 電源供給機能の異常(その2：直流電源喪失)	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 (規則第14条イ(7), ハ(2)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑦)																																									
(11) 原子炉冷却機能の異常(炉心損傷の検出)	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 (規則第14条イ(8)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑧)																																									
(12) 停止中の原子炉に関する異常	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。 (規則第14条イ(9)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑨)																																									
(13) ※1 燃料プールに関する異常	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 (規則第14条イ(10), ハ(3)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑩)																																									
(14) ※1 原子炉制御室等に関する異常	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 (規則第14条イ(11), ハ(4)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑪)																																									
(15) 障壁の喪失	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 (規則第14条イ(12)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑫)																																									
(16) 原子炉外臨界	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にある場合。 (政令第6条第4項第3号及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑬)																																									
(17) ※1 外的な事象による原子力施設への影響	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 (規則第14条イ(13), ハ(5)及び指針表2 全面緊急事態を判断するEAL⑭)																																									
(18) ※2 事業所外運搬放射線量上昇	(1)火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、1.0mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 (2)火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合。 (政令第6条第3項第3号及び第4項第4号)																																									